

目黒区分別収集計画
(第11期：令和8～12年度)

令和7年8月

目 黒 区

目次

1	計画策定の意義	1
2	基本的方向	1
3	計画期間	2
4	対象品目	2
5	各年度における容器包装廃棄物及び製品プラスチックの排出量の見込み（法第8条第2項第1号）	2
6	容器包装廃棄物等の排出の抑制を促進するための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）...	2
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物等の種類及び当該容器包装廃棄物等の収集に係る分別の 区分（法第8条第2項第3号）	3
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量、容器包装リサイクル法第 2条第6項に規定する主務省令で定める物の量及び製品プラスチックの量の見込み（法第8条第2項 第4号）	4
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法 第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法.....	5
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）	5
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）	5

1 計画策定の意義

目黒区では昭和63年度にびん・缶の分別回収事業を開始し、平成5年度には「リサイクル推進都市宣言」を掲げ、「本当に必要なものを、必要な量だけ使うくらし、資源を大切に使うくらし」を目指して、リサイクル事業に取り組んできた。

平成12年度に清掃事業が東京都から区へ移管された後も、持続可能な循環型社会の形成に向けて、「快適で誇りのもてる循環型のまち」を目指し、3R（リデュース・リユース・リサイクル）の考え方を基本に、ごみの減量やリサイクル施策を着実に進めてきた。平成20年度には、プラスチック製容器包装及びペットボトルについて、区内全域での分別回収、資源化を実施した。さらに、平成23年度には区内における古紙の集団回収への一元化を完了させ、令和5年度にはプラスチック資源の一括回収を開始した。

令和6年3月に改定した「目黒区一般廃棄物処理基本計画」では、令和15年度の目標値として、「1人1日当たりごみ量400g（令和4年度比約100g減量）」と「リサイクル率40%（令和4年度比約14ポイント増）」を掲げ、「リデュース（発生抑制）」と「リユース（再使用）」の2Rを重点施策に位置づけ、「リサイクル（再生利用）」の取組とともに、一体として推進しているところである。

本計画は、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（平成7年法律第112号。以下「法」という。）第8条に基づいて、一般廃棄物の中の容器包装廃棄物を分別収集し、資源リサイクルを推進する目的から、区民・事業者・区の役割を明確にし、具体的な推進方策を明らかにするとともに、関係者が一体となって取り組むべき方針を示すものである。

本計画の推進により、ごみの減量や最終処分場の延命化、資源の有効利用が図られ、環境への負荷をできる限り軽減した循環型社会の実現を目指すこととする。

2 基本的方向

本計画を実施するにあたっての基本的方向を以下に示す。

- 区の基本構想の基本目標である「快適で暮らしやすい持続可能なまち」、長期計画の政策である「持続可能な循環型社会の実現」に向けて、「目黒区一般廃棄物処理基本計画」との整合をとりながら本計画を実施する。
- 事業者、区民及び区は、環境問題への認識を深め、生活様式や事業活動のあり方を見直し、社会経済システムを循環的な仕組みに変えることを目指して、それぞれの責任と役割を果たし相互の連携を図りながら施策を推進する。
- 生産・消費・廃棄の各段階で、①発生抑制、②再使用、③再生利用、④熱回収、⑤適正処分の優先順位に従い、容器包装廃棄物の削減と再資源化を推進する。
- 環境への負荷削減効果、再商品化技術の進展と再生製品への需要、収集運搬及び処理のコスト等を総合的に考慮して、容器包装廃棄物の分別収集を推進する。
- 国内における容器包装リサイクルの円滑かつ効率的な実施を確保するため、原則として、目黒区内で回収した使用済みのペットボトルやプラスチック製容器包装等は、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会（以下「指定法人」という。）に引き渡す。
- プラスチック製容器包装については、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3

年法律第60号。以下「プラスチック資源循環法」という。)が令和4年4月1日に施行されたことに伴い、今後もプラスチック製容器包装と製品プラスチックの一括回収を継続し、プラスチック資源回収率の向上を目指していく。

- 一般廃棄物処理事業に係るコスト分析の標準的な手法として環境省から示された「一般廃棄物会計基準」や、東京二十三区清掃一部事務組合が実施する「廃棄物処理原価算定」を利用して、容器包装廃棄物の分別収集を含む事業全体の効率化を推進する。
- 本計画に示される資源回収量などの情報や、排出の抑制を促進するための方策などを公表し、区民・事業者・区が一体となって循環型社会の形成に取り組む。

3 計画期間

本計画の計画期間は、令和8年4月から令和13年3月までの5年間とし、3年ごとに見直す。

4 対象品目

本計画の対象となる容器包装廃棄物等は、次のとおりとする。

- アルミ製容器
- スチール製容器
- ガラス製容器（無色）
- ガラス製容器（茶色）
- ガラス製容器（その他）
- 飲料用紙製容器（紙パック）
- 段ボール
- ペットボトル
- プラスチック製容器包装
- 製品プラスチック

5 各年度における容器包装廃棄物及び製品プラスチックの排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

計画期間における目黒区での排出量見込みは、次のとおりである。

（単位：t／年）

	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
容器包装廃棄物	19,411	19,212	18,866	18,602	18,305
製品プラスチック	1,425	1,413	1,392	1,364	1,347

6 容器包装廃棄物等の排出の抑制を促進するための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物等の排出の抑制を促進するため、次の施策を実施する。

（1）「めぐろ買い物ルール」の推進

○区の独自施策である「めぐろ買い物ルール」によるリデュース（発生抑制）、リユース（再利用）につながるスマートショッピングの推進

（2）2R（発生抑制・再利用）優先のごみ減量

○1人1日100gのごみ減量を目指す「MGR100（目黒・ごみ・リデュース100g）」の普及啓発

○使い捨てプラスチック削減に関する普及啓発

(3) 適正な分別排出の推進

○転入者や外国人居住者など対象者に応じた、ごみと資源の分別排出の普及啓発

○ごみの排出ルールなどが守られない等の問題のある集積所に対して指導・相談を行う「ふれあい指導」を通じた適正な分別排出の支援

(4) 環境等に関する学習機会の創出

○次世代を担う子どもたちに対する環境学習の充実

○廃棄物の排出抑制に関する出前講座等の実施

(5) 新たな資源回収のあり方の検討

○新たに資源化可能な品目や分別収集方法についての調査研究

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物等の種類及び当該容器包装廃棄物等の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

分別収集する容器包装廃棄物等の種類と分別の区分を次のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物等の種類	収集に係る分別の区分
主としてアルミ製の容器 主としてスチール製の容器	缶
主としてガラス製の容器 無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	びん
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの （原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	紙パック
主として段ボール製の容器	段ボール
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	ペットボトル以外のプラスチック製容器包装及び製品プラスチック
プラスチック資源循環法に基づき分別収集するもの	

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量、容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量及び製品プラスチックの量の見込み（法第8条第2項第4号）

計画期間における分別区分ごとの回収量見込みは次のとおりである。

（単位：t／年）

種類		8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
主としてアルミ製の容器		383	375	365	366	357
主としてスチール製の容器		300	302	292	293	284
無色のガラス製容器(※)	合計量	909	904	883	875	856
	(引渡し量)	0	0	0	0	0
	(独自処理量)	909	904	883	875	856
茶色のガラス製容器(※)	合計量	392	384	374	375	365
	(引渡し量)	345	338	329	330	321
	(独自処理量)	47	46	45	45	44
その他のガラス製容器(※)	合計量	1,253	1,242	1,222	1,197	1,181
	(引渡し量)	1,153	1,143	1,124	1,101	1,087
	(独自処理量)	100	99	98	96	94
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの (原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)		4	4	4	4	4
主として段ボール製の容器		4,924	4,871	4,795	4,723	4,650
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの(※)	合計量	1,187	1,176	1,158	1,134	1,119
	(引渡し量)	1,187	1,176	1,158	1,134	1,119
	(独自処理量)	0	0	0	0	0
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの(※)	合計量	1,595	1,577	1,550	1,527	1,505
	(引渡し量)	1,595	1,577	1,550	1,527	1,505
	(独自処理量)	0	0	0	0	0
製品プラスチック（プラスチック資源循環法に基づく分別対象物）	合計量	149	147	145	142	140
	(引渡し量)	149	147	145	142	140
	(独自処理量)	0	0	0	0	0
容器包装廃棄物の回収量見込み		10,947	10,835	10,643	10,494	10,321
製品プラスチックの回収量見込み		149	147	145	142	140
合計		11,096	10,982	10,788	10,636	10,461

注：※印は特定分別基準適合物。引渡し量は指定法人への引渡し見込み量、独自処理量は区が独自に契約する再資源化事業者への引渡し見込み量を示す。

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

平成21年度以降^{※1}の収集実績、令和4年度実施の基礎調査^{※2}によるごみの組成割合及び区の将来人口推計を踏まえ算定した。

※1 平成20年10月から、資源4品目（びん・缶・ペットボトル・プラスチック製容器包装）の分別回収を区内全域で実施

※2 一般廃棄物処理基本計画（令和6年3月）の改定時に実施した基礎調査

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、委託業者による分別回収のほか、地域団体等による集団回収や公共施設等における拠点回収を併用して実施する。

分別収集する 容器包装の種類	収集に係る 分別区分	収集・運搬段階	選別・保管段階
アルミ製容器 スチール製容器	缶	・委託業者による分別回収	民間業者（委託）
無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他の色のガラス製容器	びん	・委託業者による分別回収	民間業者（委託）
飲料用紙製容器	紙パック	・地域団体等による集積所等を活用した集団回収 ・委託業者による公共施設等からの拠点回収	民間業者
段ボール製容器	段ボール	・地域団体等による集積所等を活用した集団回収 ・委託業者による定期的な分別回収	民間業者
ペットボトル	ペットボトル	・委託業者による分別回収	民間業者（委託）
ペットボトル以外のプラスチック製容器包装 製品プラスチック	プラスチック製容器包装及び製品プラスチック	・委託業者による分別回収	民間業者（委託）

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

○缶、びん、ペットボトル、ペットボトル以外のプラスチック製容器包装及び製品プラスチックについては、区が委託する民間業者の施設において選別・保管を行う。

○紙パック及び段ボールについては、民間業者の施設において選別等を行う。